

文教福祉常任委員会会議記録

日 時 平成30年5月10日（木曜日）

午前10時 1分 開議

場 所 水戸市議会 第3委員会室

午後 零時 3分 散会

付託事件

- (1) 平成27年請願第2号, 平成28年請願第5号, 平成29年請願第1号, 平成29年請願第3号
- (2) 所管事務調査

1 本日の会議に付した事件

(1) 請願審査

- ① 平成27年請願第2号 「県立学校の存続と高校の少人数学級実現を求める意見書提出」に関する請願
- ② 平成28年請願第5号 「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しにあたり, 現行制度の継続を求める意見書の提出を求める請願
- ③ 平成29年請願第1号 障害児者の生きる基盤となる「暮らしの場」の早急な整備を求める意見書の提出を求める請願
- ④ 平成29年請願第3号 国の責任で「若い人も高齢者も安心できる」年金制度を求める請願

(2) 報告事項

- ① 水戸市社会福祉協議会について (福祉総務課)
- ② 水戸市第5期障害福祉計画・水戸市第1期障害児福祉計画について (障害福祉課)
- ③ 水戸市第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について (高齢福祉課・介護保険課)

(3) その他

2 出席委員（7名）

委員長	高倉富士男君	副委員長	綿引健君
委員	田中真己君	委員	小泉康二君
委員	木本信太郎君	委員	田口米蔵君
委員	袴塚孝雄君		

3 欠席委員（なし）

4 委員外議員出席者（なし）

5 説明のため出席した者の職, 氏名

副市長	秋葉宗志君		
保健福祉部長 兼福祉事務所 長	大曾根明子君	福祉事務所 参事兼 福祉総務課長	小山忠君

福祉事務所 参事兼 子ども課長	柴 崎 佳 子 君	保健福祉部 参事兼 国保年金課長	川 津 英 臣 君
生活福祉課長	櫻 井 学 君	障害福祉課長	平 澤 健 一 君
高齢福祉課長	野 口 奈 津 子 君	介護保険課長	荻 沼 学 君
保健センター 所 長	小 林 か お り 君	保健所準備 課 長	小 林 秀 一 郎 君
消 防 長	根 本 一 夫 君	消 防 次 長	石 川 隆 君
消 防 次 長 兼 北 消 防 署 長	小 泉 直 紀 君	消防本部参事	鈴 木 豊 君
消防本部参事	小 川 喜 実 君	南 消 防 署 長	大 越 唯 行 君
消防総務課長	勝 村 俊 則 君	火災予防課長	大 内 康 弘 君
消防救助課長	箕 輪 重 美 君	救 急 課 長	石 田 宏 一 君
教 育 部 長	増 子 孝 伸 君	教育委員会 事務局教育部 参 事	川 俣 智 君
教育委員会 事務局教育部 参 事 兼 幼 児 教 育 課 長	鈴 木 功 君	教育委員会 事務局教育部 参 事 兼 内 原 中 央 公 民 館 長	五 上 義 隆 君
総合教育研究 所 長	萩 谷 孝 男 君	学校管理課長	鎮 目 英 俊 君
学校保健給食 課 長	大 和 敦 子 君	学校施設課長	塙 敏 之 君
生涯学習課長	大 澤 秀 樹 君	歴史文化財 課 長	白 石 嘉 亮 君
中央図書館長	松 本 崇 君	総合教育 研究所副所長	小 川 佐 栄 子 君

6 事務局職員出席者

書 記 嘉 成 将 大 君	書 記 矢 吹 友 鏡 君
---------------	---------------

午前10時 1分 開議

○高倉委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。

議事に先立ちまして、本多教育長、三宅参事兼教育企画課長が公務出張のため、欠席との連絡がありましたので、御報告いたします。

この際、御報告いたします。

本日、カメラ等の撮影の申し込みがあり、これを許可いたしましたので、御了承願います。

それでは、これより議事に入ります。

初めに、請願審査を行います。

当委員会に付託され、継続審査となっております平成27年請願第2号、平成28年請願第5号、平成29年請願第1号及び平成29年請願第3号につきましては、本日のところは、いずれも継続審査といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 御異議なしと認め、継続審査といたします。

以上で、請願審査を終了いたします。

次に、報告事項の説明を行います。

初めに、水戸市社会福祉協議会について、執行部から説明を願います。

小山参事兼福祉総務課長。

○小山福祉事務所参事兼福祉総務課長 おはようございます。

それでは、水戸市社会福祉協議会におけます平成30年度事業計画及び予算について、保健福祉部福祉総務課提出の資料①により御説明いたします。

資料の1ページから3ページにかけましては、資料②の水戸市社会福祉協議会平成30年度事業計画並びに収入支出予算書から事業計画の内容を抜粋したものでございます。

1ページには、平成30年度事業計画として、Ⅰ、基本理念、Ⅱ、基本方針、Ⅲ、重点目標、Ⅳ、実施事業を記載しておりますが、実施事業につきましては、水戸市からの委託事業と補助事業を抜粋し、右側に支出科目と金額を記載してございますので、前年度と変更があったものについて御説明いたします。

2ページをお開き願います。

2の地域福祉推進事業の(1)生活支援体制整備事業につきましては新規事業でございます。これにつきましてはNPO法人やボランティア団体等と連携し、高齢者の生活支援体制の充実強化と社会参加の促進を図るもので、業務委託料として1,446万円を計上してございます。

次に、3の相談支援等事業の(2)生活困窮者自立相談支援室のうち、イ、生活困窮世帯学習支援事業につきましては、生活困窮世帯の児童、生徒に対し学習の支援や居場所づくり、保護者への進学相談を行うもので、業務委託料として820万円計上しております。また、今年度からこれまでの福祉ボランティア会館のほか、新たに南部老人福祉センターふれしあを会場に開催いたします。

次に、(3)権利擁護サポートセンターのア、県央地域成年後見支援事業につきましては、定住自立圏構想

により成年後見制度の普及啓発や法人として成年後見の委任などを行うほか、今年度から市民後見人や法人後見団体の要請などを行うための補助金として2,540万円を計上してございます。

次に、4①生活支援事業及び3ページの5の就労支援事業につきましては、施設の指定管理に関するものなどで特に変更がございませんので、お目通しいただきたいと思います。

4ページをお開き願います。

市からの委託料及び補助金を一覧にしたもので、前年度との比較及び所管課を記載してございます。このうち増減の大きいものについて御説明いたします。

1の補助金のうち1行目の職員設置費補助金につきましては、常務理事1名とプロパー職員8名分の人件費に対する補助で、平成29年度の職員給与費から算出したことから減額となっております。

次に、5行目の法人後見支援事業補助金につきましては、市民後見人や法人後見団体の養成を図るための関係経費を計上したことから増額となっております。

次に、6行目の一時預かり事業所あかつか補助金につきましては、平成29年度の利用実績に合わせた補助額としたことから減額となっております。

次に、2の委託料の(1)業務委託料のうち、5行目の障害者虐待防止センター事業につきましては、今年度から障害福祉課の直営事業となったため減額となっております。

次に、11行目の生活支援体制整備事業につきましては、今年度の新規事業として計上したため増額となっております。

次に、(2)指定管理に伴う管理業務委託料につきましては、職員給与費の増減等によりそれぞれの施設の委託料が増減してございます。

3の合計でございますが、平成30年度予算総額は13億6,033万9,000円で、前年度と比較いたしまして1,200万1,000円の増額となっております。

次に、5ページでございますけれども、参考として社会福祉協議会の組織図を掲載してございます。組織の変更といたしましては、相談支援課にございました障害者虐待防止センターが障害福祉課の直営事業となったことから廃止をされております。

また、職員数につきましては、資料の右上段の表になりますけれども、前年度と比較いたしましてプロパー職員は1名の増、嘱託員は2名の減、臨時職員は2名の増となっております、全体で1名の増となっております。

また、資料②につきましては、平成30年度の事業計画並びに収入支出予算書でございますので、後ほどお目通しをいただきたいと思います。

説明は以上でございます。

○高倉委員長 それでは、委員より御質問等がございましたら発言を願います。

田口委員。

○田口委員 説明ありましたが、この2ページのほうで、これまでも各委員さんが質問なされました生活困窮世帯の学習支援は一昨年からはミオスで始まったんですよね、赤塚周辺。そして、昨年度は何カ所かふやしたと、今年度はこの南部老人福祉センターふれしあを追加という合計何カ所になったのか、まずお聞き

します。

○高倉委員長 櫻井生活福祉課長。

○櫻井生活福祉課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

この事業は平成27年度から開始しておりまして、平成28年度、平成29年度につきましてはミオスの1カ所で開催しております。今年度、ふれしあを追加して2カ所となっております。

○高倉委員長 田口委員。

○田口委員 2カ所になって範囲が広げられたということでしょうけれども、実績等はどのような感じに変わったのでしょうか。

○高倉委員長 櫻井生活福祉課長。

○櫻井生活福祉課長 まず、実績でございますけれども、平成28年度は対象者を生活保護世帯に限定をしております、対象者71名に対し登録者が21名でございます。1回当たりの参加するお子さんの平均数が4.5人となっております。昨年平成29年度につきましては、生活保護世帯に加えて準要保護世帯まで拡大しております、対象者数が454名でございます。登録者がうち42名で、1回の平均の参加者数が9.5名となっております。

今年度につきましては、市内全域を対象とする形をとりましたので、生活保護世帯が255名対象者になっております。準要保護世帯につきましては平成29年度のベースでございますが783名、合計で1,038名となっております。

以上でございます。

○高倉委員長 田口委員。

○田口委員 以前、私も質問したときに、名古屋のほうの先進事例を見た意見も述べた経緯があるんですけども、あそこの場合にはいろんな民間業者に委託しながらの独特な学習支援というものに重きを置かれていましたけれども、水戸市においては人数から見れば非常に少ないという感じですね。それで、水戸市の目的でやっているんでしょうけれども、人数がこれだけいる中で登録者が少ないという理由は、まず何が考えられますか。

それから、学習するためにはここに自分で出向かなくちゃならないわけですよね。そういうところで、障害とか何かというのは考えられるところありますか。

○高倉委員長 櫻井生活福祉課長。

○櫻井生活福祉課長 登録者数の少ない理由というのは大きく分けて2つあるのかなと考えておりまして、1つにつきましては場所の問題であると思います。当然家から通いやすい環境にあったほうが参加される方というのはふえてくると思いますけれども、それに加えてもう一つ、その対象世帯の方の意識の問題といたしますか、もともとそういう学習をしたいと思っている子であれば、案内をしたときに条件さえ合えば参加してくれると思うんですけども、もともと余り学習に意欲がない子とかそういった子に対して周知をしても、なかなか参加、登録までつながらないというのが現状ではないかと思っております。

○高倉委員長 田口委員。

○田口委員 まず、本市においては生活困窮者の支援をするというその目的というのは、学習を支援しよう

というのか、それから生活を含めた、そこに来ていただいて、いろんな相談を受けたりとかそういうのも含めてあるのか、学習をメインにしているのか、方向性だけもう一回お聞きしたいと思います。

○高倉委員長 櫻井生活福祉課長。

○櫻井生活福祉課長 主に学習をメインとした事業ではございますけれども、生活困窮世帯という非常に複雑な家庭環境のお子様ということもございまして、学習支援ばかりではなくて、居場所づくりということで表に出るきっかけづくりであったりとか、あわせてミオスのほうで生活相談とか進路相談などもやっておりますので、そういったものを含めての支援ということで考えております。

○高倉委員長 田口委員。

○田口委員 最後になりますけれども、学習支援とうたっているわけで、その成果というのは期待はしているわけですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○田口委員 その中で何か変化があったかなと感じたところはございましたか、この2年間やって。

○高倉委員長 櫻井生活福祉課長。

○櫻井生活福祉課長 実際、現場の話を聞きますと、参加することで勉強に取り組む姿勢が学習意欲につながって勉強するようになったというお子様の声も聞いておりますし、あと、今回平成29年度の中学3年生なんですけど、全部で17名おりまして、皆さん受験された高校に合格されたという実績もございます。

○高倉委員長 田口委員。

○田口委員 非常にいいことであると思いますので——現在2カ所になったわけですね。それがもう少し範囲を広げられて、またこの学習支援に対する教えるほう、この体制もしっかり整えていただきたいということ。数名でこういう事業をやっているよというだけでは、やはりもう少し力を入れながら浸透させて、通いやすくするような形でこの支援事業を進めていただければというふうに思っています。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

袴塚委員。

○袴塚委員 今、田口委員さんがお伺いした中で、平成28年度の対象者71人に対して登録者21人、平成29年度は454人に対して42人。これは市としてはどういう評価をしているのか。ここの部分についてやっているのは社会福祉協議会がやっているんだよ。生活福祉課が予算を計上しているわけだね。問題は現場がこの数字をどう捉えているかということだと思うんだよ。余り意欲的にやっているようには見えない。なぜかと言うと、これ物すごく効率悪いよ、1割だもの。課長は今言った答弁だと思うんだよ。けれども、委託されている社会福祉協議会がこの数字をどう思っているの、これ。やっていたらいいんだという考え方でやっているのか、それとも何とかしなくちゃならないという思いでやっているのか。だとすれば何をやっているのか。ここのところは報告受けていますか。

○高倉委員長 櫻井生活福祉課長。

○櫻井生活福祉課長 現場の委託を社協のほうにお願いしているわけでございますけれども、生徒さんの人集めというのは生活福祉課のほうでやってございまして、そこで数がなかなか思うように集まらないというのは非常に力不足で申しわけないと思っているんですけども、これまで生活保護世帯につきましては、

ケースワーカーが訪問したときにチラシを持って、制度の説明とか案内とかということで呼びかけてまいりました。準要保護世帯につきましては、学校の御協力をいただきながら対象の方に同じようにPRをしていただいていたわけですが、そのPRする回数というのが年に1回とか回数がちょっと少なかったのかなという反省点がございます。

例えば部活をやっている中学生で、中学3年生なんかですと引退を迎える時期があると思うんですが、そういうタイミングを捉えて改めてまた案内をすとか、あとは学校のほうの御協力をいただきながらこれまでやってきたところではございますが、例えば家庭訪問のときとか三者面談のときとか、あとは保健室登校なんかをされているお子様もいらっしゃると思うので、そういう方については養護教諭の先生だったりとかスクールカウンセラーの方に御協力をいただきながら、そのタイミングを捉えながらまた周知をしていければいいかなと思っております。

○高倉委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 それともう一つ、対象世帯がどうも意識が希薄だという答弁がありましたよね。そう思っちゃうと、もうアウトだよ、これ。もともと学習に対して、生活面も含めてやっぱり極度に意欲がない部分というのは、もう当然学校に行かないとか学習意欲がないとかというのは、結果的にそこだと思うんですよ。そこを行政として認識していながら、2年間の結果として意欲がない家庭があるんだと、だから参加者が少ないんだということになってしまうと、結果的に肯定している話になっちゃう。

じゃ、行政として何をやるべきかということ考えたときに、やっぱりそういうお子さんを対象にして何とか学習意欲を持たせて、負の連鎖から解放していこうという大きな目的があるわけだから、ここに対して今までどんなふうに働きかけてきたのかということが問題だと思うんですよ。

こういうことをやっていたんだけど、どうも実績が上がっていないので、こういうふうにするんだというような答え方であれば僕はありがたいと思ったんだけど、その要因として2つ考えられるんだと。1つは場所の問題がありますよ。場所の問題というのはこれまで何度も僕も指摘してきた。それは、要はお金もそんなにふんだんにあるわけじゃない子どもたちを赤塚まで通わせるということに対してどうなんだと、行けるわけないだろうということを今まで言ってきたわけですよ。図らずも、今、課長さんの理由づけとして場所の問題がありますよ、そして意識が低いんですよ。当然そういうことがわかっている、また今までも指摘をされていながら、今度はふれしあを一カ所ふやしますよ。ふやすのはありがたい、じゃ、例えばふれしあを対象にしたときに、どういうふうなこれまでの傾向から、赤塚1カ所ですべてやっていたときの傾向からすればふれしあをふやすことによって、どのぐらいのお子さん方に影響があるんだという分析の中でふれしあを選んだのか、どこかねえかといったら、ふれしあがあいてっからあそこでやっぺという話なのか、この辺についてはどういう状況なの。今、問題点3つ言っているんだけど。

○高倉委員長 櫻井生活福祉課長。

○櫻井生活福祉課長 意識向上の取り組みとしましては、ちょっと遅いかもしいないんですけども、今回、去年から引き続き参加してもらっているお子さんがいらっやいますけれども、参加した理由であったりとか、参加してみてもうだったかとか、そういったものを確認といいますか、話を聞きながら、そこでこの事業のストロングポイントといいますか、そういったものをうちのほうとして再確認をしたいと思っております。

す。それをなかなか意識が上向いていないお子様に対してこういういいところがあるんだよ、あと今回、中学3年生が皆さん受験校に合格したというのもありますので、そういった実績も踏まえながら、こういった学習支援をしながら頑張っていけば、希望する学校に入れるんだよというようなことを地道にやっていきたいなと思っております。

場所につきましては、今回2カ所になるわけでございますけれども、今回、赤塚が市内の西部地区ということで、ふれしあが南部になりますので、今後、北部であったり東部であったりとか、ちょっと数をどれだけふやせるというのが今お答えできないんですが、数をできるだけふやして、市内全域を網羅できるような形を整えられればいいかなと思っております。

○高倉委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 課長を責めているということではなくて、やっぱりこの大きな目的があると思うんですよね。困窮がゆえに学習する機会が少ない、もしくは、したくてもなかなかそういう時間がとれない、タイミングがない、その方たちの学習意欲を増して、そして学力をつける、もしくはそういうことから一つの方向性、自分の力を見出させる、自信につながる、そのことで将来に大きな希望が持てる、こういうふうな目的の中でやっているというふうに思っているんですよ。一番大事なのは、講師の先生を見つけるということも大事なんだけど、要は学校との連携を深めてどこにどういう問題があるのか、例えばこのお子さんの学力の状況がどうなのか、そしてどのような方向性で指導することによってより大きい効果が得られるのかというようなことになると、やっぱり教育委員会との連携というものが一つあるんだろうと。

今、子どもを取り巻く環境からすれば、櫻井課長のところではないけれども、放課後学習とか開放学級とかとにかくいろんなメニューが余りにもあり過ぎるがゆえに、どうも焦点が定まらないような気がしているんです。そういった中でこの事業というのは大切な事業だと思っていますから、今度南部のふれしあでやる、このときにやっぱり登録人数がどうなのか、分布がどうなのか、そして次のステップとして来年度どこでどういうふうなことをやると、より効果的な配置になるのか、こういったことをもう少し分析していただいて、そして西部だから南部だというようなことではなくて、やっぱり子どもたちが多くお住まいになっている、または分布が多いところ、もしくは行きやすい環境のところ、こういったところに増設をしていくと、そしてできるだけ身近なところで学習ができるということが一番大事だと思うんです。ですから、そういうことをぜひお願いしたい。

それから、昨年度の対象者454人の中で1割弱の登録者しかいないということですから、平均的には1回当たり9.5人参加ということですから、登録者42人いる中で大体10人ぐらいが毎回参加しているということで、これもせっかく登録しているということであるとすればせめて5割ぐらいの参加者があって、そしてそれが入れかわり立ちかわり展開しながら学習していただくという環境づくりというのも僕は大事なんだろうと思っています。それは何よりもやっぱり魅力だと思うんだよ、教える人の魅力。やっぱり先生が面白くないと行かないよ。学校もそうだと思うんだよ。教育はやっぱり先生がスターにならなくちゃいい教育はできない。この先生のためならばと思うと、嫌いな科目も好きになる。こういうふうな状況もあるわけですから、やっぱり教える側の魅力というのも、当然ながらどのようにしていくかということだと思います。現場は社会福祉協議会の職員だから、そのところの連携をやっぱりしっかりとって、そして教える側にも

ある程度目標を持ってもらうということが大事だと思うんだよ。

今回17名の人が目的達成できたんだということになると、約42名のうち17名以上が中学3年生だったということだと思うんですよ。そうすると、低学年の参加者というのがちょっと少ないんじゃないかと。学習は積み重ねですから、やっぱり低学年の方から拾い上げる、小学生から拾い上げていく。基礎がわからなければ、学習は中学3年生になって効果というのは上がらないはずなので、やっぱりその辺の低学年からどんどん募集をしていく、もしくは参加してもらう、そういうことで学習効果を上げることも含めて大事だと思うので、この辺についてはしっかりおやりいただきたいというふうに思っています。

それから、成年後見制度だけちょっと申し上げておきますけれども、定住自立圏構想の中で今回、県央地域成年後見支援事業というのをやるんだということで重点目標ですよということなんですけれども、これまでの成年後見人の事業の成果、これについては合併するときに改めて成年後見人をやるからこういうことでということとスタートしたと思うんですが、その辺の今までの経緯、経過、それから実績がわかれば教えてください。

○高倉委員長 野口高齢福祉課長。

○野口高齢福祉課長 委員の質問にお答えいたします。

こちら県央地域の成年後見支援事業ということでございまして、この事業は認知症高齢者、障害者、判断能力の低下した方の権利擁護支援体制の強化を図るために、茨城県央地域定住自立圏共生ビジョンに基づきまして県央地域の9市町村が連携して取り組んでいる事業でございまして。

平成29年度の実績でございまして、まず普及啓発ということがまず一番になってございまして、パンフレットの作成配布、また住民向けの学習会の開催、あとは司法書士会主催の相談会のほうに相談員として参加することなど後見制度の周知啓発に努めてまいりました。学習会のほうには500名の参加がございまして、あとは成年後見制度の利用支援ということで市民からの相談、あとは後見制度に関するお問い合わせですとか申し立ての手續の支援ということで平成29年度は420件程度、相談支援を行ってまいりました。

また、法人後見の受任の実績なんですけれども、こちら現在、受任をしているのは7件でございまして、また、あと家庭裁判所のほうから決定がおりる予定が2件ございまして、合わせまして9件受任ということで行っております。これが今までの実績でございまして。

○高倉委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 これはいずれも今、受任される場所は法人ですよ。民間人ですか。受任される資格者はどういう方がなっておられるんですか。

○高倉委員長 野口高齢福祉課長。

○野口高齢福祉課長 後見を受けられる方は皆さん一般の市民の方になってございます。

○高倉委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 後見人となられる方はどのぐらい養成されて、今、民間人なのか、民間成年後見人の育成ができていないのか、できていないのか。

○高倉委員長 野口高齢福祉課長。

○野口高齢福祉課長 今現在7件プラス2件ということで、これを受任しているのは、社協の社会福祉士の資格をもっている職員が、社会福祉協議会として受任をして、その社会福祉士3名が動いているような状態でございます。

○高倉委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 もともと成年後見制度、水戸市は相当おこなっているわけですよ。既にもう取手市なんかは10年も12年も前から県の意向を受けておやりになって、民間の成年後見人をどんどん養成しているわけだね。今、私が言いたいのは、社協が合併するときに民間後見人をつくるんだということで合併の目的の一つでもあったはずなんだけれども、それがいまだに自分のところだけしかやっていないということについてはどんなふうな評価をしているのか、ちょっと聞きたいんだけど。

○高倉委員長 野口高齢福祉課長。

○野口高齢福祉課長 今まで社会福祉協議会の職員だけで対応していたというのは、少しおこなっているという部分を確認に感じてございました。

今回平成30年度から、新たに地域住民が地域で権利擁護の担い手として活動してもらうということで、市民後見人の養成に取り組むことになってございまして、4月15日の市報でも御案内させていただきました。5月1日から申し込みを受けておりまして、今日現在で12名の方からその養成講座、養成のための説明会のほうを受けたいということで申し込みを受けてございます。

○高倉委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 募集中だということですが、その募集の基準というか決まりというか、講座をどのぐらいの時間をどんなふうによれば成年後見人として一定の形が整えられるのか。

そして、一般的には、仕事を持たれている方は講座が平日という考えだとなかなか受けづらいというふうには思っています。やっぱり成年後見人になるということは、いろんなこれまでの経過、人生経験、そういうものも含めて、もしくは公正公平が保たれる状況があるのかどうかということが大事な要素だというふうに思うんですよ。この辺についてはどういうふうな形で募集をされているのか、そしてその講習の時間帯等についてはどんなふうなお考えで今計画をされているのか、お伺いします。

○高倉委員長 野口高齢福祉課長。

○野口高齢福祉課長 ただいまの市民後見人の養成講座の内容でございますけれども、まず、こちらの養成講座は、講座に入ります前に7月4日に市民後見人についての説明会を開催いたします。まず、今受けている申し込みというのは、その説明会を受けるという申し込みになってございます。その説明会を聞いていただいて、それでもやっぱり市民後見人として活動をしたいと思っていただけた方には、改めてその養成講座のほうを受講するというので申し込みをいただくような流れになってございます。

養成講座のほうなんですけれども、講座そのものは8月の下旬から10月にかけて行います。講座の内容としましては、全日程11回、52時間ということで設定してございます。申し込みの受け付けの年齢は20歳から70歳で、定住自立圏内9市町村内に在住の方で、活動の中でやはり自動車で動くという形がありますので、運転免許を有する方ということでお願いしてございます。

講座の日程なんですけれども、日にち、時間は全部平日昼間になってございます。こちらの日程の考え方

といたしましては、実際に市民後見人としての活動が始まったときに、やはり土日だけではなく、平日動くということも十分あり得ますので、平日に時間がある方、とれる方、動ける方という方がやはりいいのではないかと、今回、平日の講座の日程を組ませていただきました。

○高倉委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 当然、成年後見人になれば平日も動かなくちゃならないのはよくわかるんだけど、これは資格を取るための講座ではないんだよね。ということは、例えばある程度、自由な時間がとれる方については参加できるような体制で後見人をふやしていくということにならないと、これ今、例えば遊んでいる人しか受けられないんだよ。今、仕事がなくで遊んでいる人というのは、成年後見人になり得る方ですか、どう思われますか。

○高倉委員長 野口高齢福祉課長。

○野口高齢福祉課長 今回12名の方、お一人お一人の状態というのはちょっと今のところ確認はとれていないんですけども、事前にお問い合わせいただいた中には、かつてお仕事なさっていたんですけども、早期退職しましたというような方がいらっしゃいました。また、日程で今回平日ということをとっているんですけども、お問い合わせあった中には現在、社会福祉士として活動しているんだけど、その合間を縫って市民後見人としても活動したいというような御相談もあったことは事実でございます。ですので、今回はこういう形でやらせてはいただいたんですけども、次回以降、そういうお仕事をしつつもまた地域で活動をしたいという方のことも考えた日程の候補も今後は検討をする必要があるのかなとは考えております。

○高倉委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 要はこういう決め事をするときに、やっぱり不特定多数の方が参加できる日程というのは当然、役所の考え方はこれでいいんだよ。だけれども、今、課長が言われているのは、これ民間成年後見人の話だから、今までのやり方は社会福祉協議会の人間がとるための研修はいいよ、どっちみち自分らの仲間でやっているんだから。でも、やっぱり広く成年後見人をふやしたい、ふやさなければならない環境がある、そして今、成年後見人ではなくて親戚の人とか知らない人とか友達とかに頼ってしまったために、財産がどんどん目減りしちゃっている被害を受けている方がたくさんおいでになる。これは事実わかっていますよね。そういう方を何とか救わなくちゃならないということで成年後見人という新たな制度ができていくわけだよ。それについては水戸市ももっと積極的に県都なんだからやればよかったのに、もう10年も15年もおくれしているわけだよ。それを取り戻そうという考えの中で新たな講座を組むというときに、平日しか組んでいないなんていうそんなばかげた計画はないよ。本当に役所仕事だよ、こんなことでは。だから、これどこが計画しているのかわからないけれども、もう少し何とかしなければいけないという気持ちの中で考えてもらうということが僕は大事だと思う。それは意見だけ言っておきます。

それから、いこいとかそういう障害者施設の中で生産品をつくっているところがあると思うんだよね。お菓子とか枕とか植物とかいろんなものをつくっていますよね。この販路については、印刷物もそうだと思うんですけども、これまでも民業圧迫というふうなことを言う人もいるかもわからないけれども、しかし営業努力というのがなかったらば、この障害者の人たちがつくったものが世の中に利用してもらい、紹介してもらい機会がないんじゃないか。特に印刷等については水戸市ではどんどん印刷を出すんじゃないですか。

確かにコピー機というものができたからそうかもわからないけれども、でも、時間にある程度は制限されないでお任せできるような印刷物もあるでしょう。それから、食料、クッキーみたいなものを焼いているわけですし、そういうものの販路をどんなふうに求めているんですかという中で、水戸市との連携というのは僕は前から言っているだけけれども、現在どのような状況でこれを進まれているのかお伺いします。

○高倉委員長 平澤障害福祉課長。

○平澤障害福祉課長 ただいまの袴塚委員の御質問にお答えいたします。

障害福祉課内に水戸市の共同受発注センターという部門を設けまして、嘱託員2名を雇用いたしております。市内の作業所、就労移行支援B型と呼ばれる作業所でございますけれども、主に自主産製品等をつくっている事業所でございますが、現在29カ所ほど登録をいただいております。共同受発注センターの職員がコーディネーターとなりまして、販路につきましては民間の事業所、例えばスーパー銭湯のようなところとすとか道の駅のようなところへ営業を行いまして、新しい販路の拡大に努めておるところでございます。三の丸でも定期的にお弁当ですとか菓子類の販売会等を開催しているところがございます。それと、京成百貨店など、あるいはJR水戸駅などにも御協力をいただきまして、販売会等を実施させていただいている状況がございます。

ですので、市内のB型事業所と比べまして、月当たりの平均工賃が大体1,000円ほど上回っております。平成28年度実績で1万6,569円というような実績を上げてございます。

〔「これ1人当たりの所得」と呼ぶ者あり〕

○平澤障害福祉課長 はい、月額平均工賃でございます。受発注センターに登録していない事業所の平均工賃が1万5,118円というような額でございます。約1,300円ほど上回るような実績を上げている状況でございます。

そういった形で食品関係もそうなんですけれども、役務関係を重点的にやっている事業所もございまして、例えば雑草の手入れですとか庭木の剪定あるいは床等の清掃などそういった役務関係も得意としている事業所もありますので、そういった作業につきましても営業活動を行いまして、やはり販路を拡大しているというような取り組みを行っている形でございます。

○高倉委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 企業さんによっては、やっぱりそういうふうな部分で協力したいという企業は、今、意識改革の中では相当ふえているというふうには僕は思うんですね。ですから、ぜひそういった流れの中でやっぱりアピールしていく、絶え間なく営業努力をする、ここがやっぱり僕は一番大事だというふうに思っています。そのことについてはしっかりおやりになっていただきたい。

それから、水戸市第6次総合計画の中でも障害者の年間の所得の向上ということがうたわれていて、水戸市でも一定の目標を立てて、月額の賃金をアップしようというふうな目標もあるわけですから、ぜひそういったものに向けて今後も努力していただきたい。

それと、何よりも民間は民間として、今そういうふうな協力を求めていますよということですが、やっぱり母体になるのは、水戸市の仕事をどれほどもらえるかということも安定した仕事の割り振りの中では僕は大事だと思うんですよ。民間というのはコスト意識があって、協力したくてもなかなか協力で

きないという部分があるんだと思うんですね。ですから、やっぱり水戸市の印刷物等については水戸市の協力、それから水戸市だってどこか行くときには何かお土産等がある、もしくは来訪する方に対して何かあるのかなというのがあるとすれば、そういうものにも活用してもらおうとこういうことも私は大事なんだというふうに思うので、ぜひそういったところにも協力をいただく。

それから、地域での祭り、イベント、私も参加している新莊なんかにも来ていただいて、野菜とか枕とかクッキーとかを売っていただいておりますけれども、そういうふうなところにも積極的に参加していただいて、ぜひ販路拡大に向け、そしてそれが障害者のいわゆる所得の向上につながるというふうなことで、しっかりおやりいただきたい。

何よりもやっぱりやる側、課長の努力も大事だけれども、社協の努力が一番大事だと思うんですよ。現場の人が直接触れ合っている方たちを何とかしたいという思い、これは社会福祉事業団がやっていた部分についてはこれまでも事業団が一生懸命やってきたので、そこは安心して大丈夫なのかなというふうに思いますが、一番心配なのは社会福祉協議会上がりの方々の意識改革がどこまで進んでいるのかということが大事なので、その辺の意識改革の評価というのは小山課長、どうなんでしょうか。

○高倉委員長 小山参事兼福祉総務課長。

○小山福祉事務所参事兼福祉総務課長 ただいまの御質問ですけれども、やはり社会福祉協議会として新たな組織の中で、専門的な資格を持った事業団の中心だった職員とか現場を経験した職員などが新しい社会福祉協議会の中でそれぞれの職場の中でそういった経験とか資格などを生かしながら、社会福祉協議会全体として水戸の福祉の向上のために頑張っていこうという意識を持ってやっているということで、私どものほうではそれなりの評価をしているところでございます。

○高倉委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 長くなるのでこれでやめますけれども、これまでやっぱり社会福祉協議会として問題があった部分の改善の一番の先端にいるのはやっぱり民生委員、児童委員だと思うんです。やっぱりこの方たちが地域の中でどういう活動をするかということによって、社会福祉協議会の立場というのが向上するのか、認識されるのかということだと思うんですよ。

自治会等が今、赤い羽根共同募金とかいろんな歳末共同募金をやっていますね。これはやっぱり自治会の皆さん方が努力したお金なんです。それを社会福祉協議会に委ねて、そして有効に使ってもらおうということの一つの目的だというふうに思っているんですよ。この努力に対してありがたいという気持ち、皆さんの努力で私たちの事業が成り立っているんですよという気持ち、こういう気持ちが敬老会の予算として戻ってきたときに、その地域の社協がどんな思いで使うのかというそのところがまだどうも意識改革が進んでいなくて、私たちはちょっと皆さんと違いますよみたいな雰囲気がないわけでもない。この辺についてはやっぱり社会福祉協議会といえども、皆さんとともにいるからいろんな情報が入ってくる、いろんなことが仕掛けられるということになるので、この辺についてはもう一回しっかりと意識改革を促すような形のものやっていたきたいなということだけ申し上げて、すみません、長い間ありがとうございました。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

小泉委員。

○小泉委員 ただいま田口委員，そして袴塚委員からそれぞれる質問がありまして，答弁のほうもおうかがいさせていただいて，私も同趣旨の意見を多く思っているところでございます。

私のほうから端的に質問及び意見を述べさせていただきたいと思うんですけれども，県のほうも今大幅に補助金，助成金の見直しを行ったというところで新年度スタートしておりますけれども，先ほど御説明いただいた中で社会福祉協議会の予算の4ページを見させていただいて，それぞれの部署の配置がえとかそれに関連する形でということなんですけれども，何ていうんでしょう，前年踏襲の中で本当に大幅に目玉がこれだというのがそこまで感じとれるものではないかなというふうにも思っております。それはやはり福祉で，決して踏み外すことができない事業の中というのがありますので，ぜひ前年度比またはその前から比べて数字の大幅な入れかえがなくても，中身に関してはもっと充実して施策等々も含め行っていただきたいと思っておりますので，ぜひそういった面では引き続き中身の充実に関して，数字だけじゃなくて，というのを現場のほうの話もまた作業所のほうの話も含めてお願いをしていきたいと思っております。

そのような中で，先ほど袴塚委員の話の中でもありましたけれども，作業所販路の話でちょっと1例を述べさせていただきたいと思うんですけれども，つい最近，市内の茨城トヨペットさんに行く機会があって，御挨拶に上がったんですけれども，そうしましたら施設の作業所でつくっていただいたクッキーをまさにメインにして，そしてイバトヨカフェということで定期的に——もちろん購入していただきながら，イベントとして取り扱っていただいているんです。

そういったことによって，作業所でおいしいクッキー，また心のこもったクッキー等々をつくっても，実際に消費者ですとか，また一般の方の手に届かなければ何も意味がなくなってしまうというところがありますので，そのような形でイベントを打っていただいているところに例えばみとの魅力発信課と連携して，そして何かで取り上げてもらうとか，そういう施設，また作業所を応援していただいている企業，実際にこういう取り扱い，またこういった企画をやっていただいているというものをもっとPRしてもいいと思うんです。実際，市の，また社協の中の事業に関して協力いただいているということでございますので，やはり一つのアクション等々をさらに大きく伝播して広げていくと。そうすれば，商品のイメージアップにもつながりますし，社協の活動に関しても周知されると，そしてまたそれに追随していただけるような企業さんもしかしたら多くふえるかもしれないということがあると思っておりますので，ぜひそういった意味では全庁的に取り組んでいただければと思っておりますので，何かいろいろ話していたら意見のみで終わりそうなので，これで大丈夫ですので，お願いします。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

田中委員。

○田中委員 2項目お聞きしたいと思いますが，先ほどやりとりが随分ありました生活困窮世帯の学習支援事業についてなんですけれども，ミオスとふれしあ2カ所で始まるということですが，これまでの時間の設定がどうで，今後その2カ所にふやす，全域を対象にするということの中でそうした変更や時間等の拡大というのがあるのか，また先生のボランティアの体制ですね，例えばこれまでの対象者数と登録者数の比率で見れば大体1割ですけれども，今回全域にするとなりますと1,000名を超えるわけですので，少なくともこれまでの登録者数の倍ぐらいにはなるのかなというふうには予想されますが，そうした体制については

どういふうに準備されていらっしやるのか、お聞きしたいと思います。

○高倉委員長 櫻井生活福祉課長。

○櫻井生活福祉課長 ただいまの田中委員の御質問にお答えします。

開催時間につきましては、ふれしあと赤塚ミオスのどちらも毎週土曜日の午後2時から4時までの2時間となっております。

ボランティアにつきましては、平成29年度の時点で45名の方にボランティアさんとして登録していただいております、ミオスの場合ですと1回当たりのボランティアの数が5名弱だったと思うんですが、そういう状況でございますので、ボランティアの体制としては現時点では整っているかなと考えております。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 新年度、今ちょうど案内されたり募集されたりしている時期なのかなというふうに思いますが、スタートする時期だとか、現在の利用者登録の見込みとかというのがもしわかればお示しいただけますでしょうか。

○高倉委員長 櫻井生活福祉課長。

○櫻井生活福祉課長 今、募集をかけている状況ではございますが、現時点で全体で34名の方から参加したいという意思表示をいただいております。生活保護世帯のほうですと、訪問の時期とかもございましてちょっとまだ全部網羅できていないところがございますので、早急に回って案内をかけていきたいと思っております。

以上です。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 先ほど袴塚委員もおっしゃっていたんだけど、利用者、登録者の生徒さんの多くはやっぱり中学生なんですか、それとも満遍なくなんですか。

○高倉委員長 櫻井生活福祉課長。

○櫻井生活福祉課長 割合としましては、中学生が多くなっております。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 全域対象ということですから、どの学区にいらっしやるお子さんでもどちらに来てもいいということなのかなと思いますが、中学生であれば、自転車を持っていればある程度自力で行くことも可能かもしれませんが、やはり小学生になると限界もあるのかなというふうには思いますが、いずれにしてもせっかく拡大するわけですので、募集方いろんな取り組み、先ほども御答弁されていましたが、周知を努力していただきたいと思っております。

一つ提案としては、これがふさわしいかどうかは検討する必要があると思うんですけども、こうした生活困窮世帯に対する事業として民間でいろんな子ども食堂なんかをやっていると思うんですよね。私も幾つか見学したことがあるんですけども、やっている事業所によってですが、月1回であったり月2回であったり、大体土曜日のお昼頃やっていますよ。行ってみると、むしろ生活困窮というより、近所の小学生なんか固定客になって10人ぐらい来たりしているという感じで、なかなか広がっていかないという悩みも一方ではあったりして、栄養士さんがメニューをつくったり、農家の方が食材を提供してくれたり非常に熱心に

やっているんですけども、なかなかそういう意味では、もっとしてほしいというか、利用してほしいという思いをその方々も持っているというふうに感じました。

勉強がわかりません、学習したいということで来ている子だから、別にそういうお楽しみは要らないということかも知れないけれども、例えば学習だけじゃなくて、そういうお楽しみがプラスアルファされて、例えば出張してもらって、ミオスとかふれしあにそういう子ども食堂をその日はそこでやるとか、何かいろんな宣伝の仕方も含めていろんな事業者と協働、連携することもできるんじゃないかなというふうに思ったので、その辺はぜひ御検討いただければいいのかなというふうに思いました。これは意見として申し上げておきたいと思います。

それから、もう一つ別の事業ですけども、2ページの一番上に生活支援体制整備事業というのがございまして、先ほどの資料②を見ると4ページなんです。これは新規となっていますが、2名の生活支援コーディネーターを配置して、地域のニーズ・活動資源の発掘、ネットワークづくりをするなどと非常に幅広いものですが、具体的に何をされるのかということなんです。約1,500万円の予算、委託料がついているわけですけども、これをやるからには、具体的には例えば市内全域のいろんな福祉サービスを熟知していて、コーディネートできる能力がある方が配置されないと実効性を生み出すのもなかなか難しいのかなというふうにも思いますけれども、これをどういうふうに機能させていこうというふうにお考えなのか、その点をお聞かせいただきたいと思います。

○高倉委員長 野口高齢福祉課長。

○野口高齢福祉課長 ただいまの委員の質問にお答えいたします。

まず、この業務についてですが、日常生活に係る支援が必要な高齢者の方が安心して生活できますようにNPO法人ですとか民間企業、協同組合等の多様な担い手が連携することで新たな支援、サービスを創出するための体制の充実強化、また高齢者の社会参加の推進による生きがいの創生を図ることを目的としたものでございます。

昨年度は第1層ということで、水戸市全体でどんなサービスが必要なのかというあたりを水戸市の職員がコーディネーターとなりまして、その話し合いの場の協議体を設けまして、その中で水戸市全体として何が必要なのかというあたりを検討していただきまして、高齢者の生活の援助、ごみ捨てですとかお掃除ですとか簡単な調理、そういったものがまずは必要であろうということで、そちらの担い手の養成を進めてございます。

今回、社協のほうに委託する事業というのは、その動きを日常生活圏域8圏域におろす内容となっております。その8圏域で社協の職員2名、プロパー1名と嘱託員1名がコーディネーターになっていただきまして、8つの圏域の中で協議体、その話し合いの場を設けていただきます。その話し合いの場といたしましては、各圏域の高齢者支援センターとの連携のもと、高齢者支援センターが既につくり上げている事業所等とのネットワーク、あとは社協のほうがこれまで地域福祉の業務の中で培ってきました地域の団体さんですとか地域のいろいろなボランティアの団体さん、そういう方々のネットワークを合わせていただきましてその協議体の中で話し合ってください。その圏域の中で一体どんなサービスが必要なのか、何が足りないのかというあたりをお話ししていただきまして、課題を抽出していただいた後にその課題を実行、サービス

を執行するためにはその地域の中にはどんな団体がいるのか、どんな人たちがそのサービスの担い手となり得るのかというあたりは、やはり社協が持っている地域福祉の強みというあたりを生かしていただきたいと期待しているところでございます。

以上です。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 非常に多様な担い手ということで、今おっしゃった本当にさまざまな、この後報告ある第7期計画にもそのことが書いてあるようなんですけれども、具体的にその成果としてそういう意味では新規でかなり予算も思い切ってとっているものですので、その成果がわかりやすい形で、8圏域の例えば協議体の協議の内容だとかというようにことをぜひ市全体として共有できるような取り組みも含めて、予算が生かされる形でやっていただければなというふうに思います。これは意見として、私は終わります。

○高倉委員長 ほかにございますか。

袴塚委員。

○袴塚委員 社協の問題でこれだけ予算を使ってやっている事業なので、もう少し検討しなくちゃならない部分があるというふうに僕は思うんですが、これほかのものもまだあるので、先にそっちをやっていただいて残った時間またこっちに戻させていただくという方向なのか、それとも終わらなければまた後で時間とるのか、どんなふうに進めるのかだけちょっと。

○高倉委員長 まだこの後2件の報告がございます。先にそっちやっても、この時間が今日確保できるとは限りませんので、ここで進めてください、もしあれば。

袴塚委員。

○袴塚委員 ちょっと2カ所ばかり。

老人ホームが、酒門がなくなって開江だけになって、それで去年なかなか満床になっていなかったという実績があったというふうに思うんですが、現在どういう状況なのか、お願いします。

○高倉委員長 野口高齢福祉課長。

○野口高齢福祉課長 開江老人ホームの居室の利用状況につきましては、4月の下旬の段階でちょっと報告を受けてございます。満床の状態ですと110床なんですけれども、現在、利用状況は80名入居している状態でございます。

開江は2人部屋と1人部屋が混在してございまして、2人部屋が45室ございます。その中で現在38室使用してございますけれども、その38室の中、利用者さんの状況に応じまして、2人部屋であっても1人でお使いいただくというようなこともやっておりますので、お部屋の使用状況としましては全部で65室ある中で50室使っているような状態でございます。

○高倉委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 これそうすると、当初の目的とかなり逸脱しちゃっているように思うんですが、この辺についてはどんなふうに今お考えいただいているのか。例えば生活困窮者もしくは独居、そういうふうな形の中で生保の方も含めているような施設にお願いしている状況が今あるというふうに思うんですね。しかしながら、ここがこれほど稼働率が悪いという部分については何か対応が悪いんですか。例えば民間だったらこれアウ

トですよ、こんな経営していたら。この辺についてはどんなふうに指導されているのでしょうか。

○高倉委員長 野口高齢福祉課長。

○野口高齢福祉課長 開江老人ホームにつきましては養護老人ホームでございますので、基本、健康な、まだ体がきちんと動く高齢者の方が入居する施設でございます。

1つ問題といたしましては、まず体が動く方が施設に入るということを拒否されるということが今問題になってございまして、いろいろ体験入所等を踏まえまして一旦入所をしていただくんですけども、やっぱり外がいいやということで、すぐ退所してしまうという例も少し見られるようなところがございます。

以上です。

○高倉委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 いや、これ酒門老人ホームをおやめになるときに、例えば開江老人ホームにも残りの、要するにあいている部室があったわけですよ。それでも足りるんじゃないかという論議の中で、足りないので、増築するんだということ、それから逆に言ったらば、2人部屋も必要だけれども、1人部屋も必要なのではないかという論議もありました。こういう中で2人部屋で大丈夫なんだということでスタートしている話なんです。

それが場合によっては1人部屋になっちゃっているところもありますよということになると、それは健康状態、さまざまな精神状態も含めてそういうことになるのかというふうに思うんですが、当初、私たちの委員会に説明された中身とはかなり乖離が出ちゃっている。2年、3年ぐらいいままだたっていないはずですよ、これね。4年ぐらいになるのかな、この開江老人ホームがオープンしてから。そういうふうなことについては見込みはどうなんですか。例えばもう80名ということで現在、職員は何名ぐらい対応できる状況になっているんですか。

○高倉委員長 答弁できますか。

袴塚委員。

○袴塚委員 私が言いたいのは、要は委員会にこれまでこれだけの箱が必要ですよということで説明してきた。それは根拠があったから説明してきたんだと思うんです。現在稼働率がこれほど悪いということになると、もともとの数字、私たちに説明した数字というのはどこから出てきて、どういう考え方の中で説明をされたのかということを非常に疑問を感じる。

もう一つ、今何名で面倒見ているんですかという話は、80名以上の見込みがないのであれば、職員の削減をしたり、経営の効率化を図ったりしてもう少し細身になるべき状況もあるのではないかとことごとく思うんですよ。そこを今聞いているんだけど、どうもそれがわからないとすれば、経営者能力として全くアウトですよということを言わざるを得ない。80名しか入らない努力を、これまで何をやってきたんだと、これから何をやるんだということだと思っておりますが、その辺についてだけお聞かせください。

○高倉委員長 野口高齢福祉課長。

○野口高齢福祉課長 大変申しわけございません。

開江老人ホームの職員につきましては、入所者の定員90名ということ想定いたしまして27名配置しているような状況でございます。養護老人ホームに入りたがらないというところもあるんですけども、た

だやはりお家に1人でいらっしゃるお元気な方でも声を上げないだけで、やはり施設に入ったほうがいいのではないかというような高齢者もたくさんいらっしゃるかと思いますので、そういう部分を高齢者支援センター等との連携の中である程度掘り起こしをしながら、そういう入所に向けて検討していけるような場をつくっていきたいと思っております。

○高倉委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 今、90名を想定していると言うんだけど、この残りの20名は何なの。これ申しわけないけれども、定員110名でしょう。定員110名で90名を想定しているんですよということになると、ふえてもあと10名だよ。そうすると、後の箱は何で110名という定員を想定したんですかという話になっちゃうじゃないですか。

これ課長を責めているわけじゃないからね。前の人から私はそう説明された、今こういう現状だと。委員会として予算を認めて工事をして、そしてこの事業が必要だということの結論の中でこれを推進しているわけですよ。そうすると、前言ったことと今やっていることが全然違っちゃうということになると、私たちとしてもある程度の論議をせざるを得ない。こういうことの中で今お聞きしているわけですよ。

ですから、90名を想定しているということになると、逆に言うと今、水戸市がこういう施設を必要だとしている方は全体でもう90名ぐらいしか見込めないんだという考え方なのか、もしくは今、介護保険の中で例えば要支援というのがありますよね。要支援の中でどうも1人では心配、何とか皆さんのお助けをかりたい、けれども、グループホームにも地域密着というのを乗り越えて入るにも要支援はなかなか厳しいですよということになると、そういう方も含めてやっぱり養護老人ホームの役割というのは一定の役割があるのではないですか。そうすると、そういうところの連携をしても入れないのか、それともそういうところにも手をかけない、もしくはこういうところがあるということがわからないために、今、金目当てのサ高住に入居しちゃって、現実に金がたくさんかかって困っちゃっているという人もいる、こういう方たちの救済の意味でもやっぱり行政としてこういう箱を持っているわけだから、もう少し何らかの形で努力すべきではないですかということなんだけれども、これについて答弁がなければなくてもいいですよ。

なくてもいいですけれども、私が言いたいのは、我々委員会に110名が必要なんだ、だからこうなんですよ、食堂もこういうふうにしますよ、入浴室も110名に耐えられるためにはこれだけの箱が必要なんですと、こういう説明をしてきたんだけど、それが今の答弁だと90名というお考えだと、あとの20名はもう入れないと、もう無理なんだというふうな考え方に今、固まっちゃっているのかどうかということだけお聞かせください。

○高倉委員長 野口高齢福祉課長。

○野口高齢福祉課長 養護老人ホームの必要性というものは、私はかなりあると考えております。先ほども申し上げましたように単身の高齢者がどんどんふえておりますので、そこでなかなか施設に入りたいというような声を上げたくても上げられない高齢者の方の掘り起こしというのは高齢福祉課、高齢者支援センター、地域支援センター、そこがきちんと掘り起こしに力を入れなければならないことだと考えてございますので、決して90名がそれで終わりということではなく、それ以上きちんと入所できる方、こちらとしても掘り起こしに力を入れていきたいと思っております。

○高倉委員長 よろしいですか。

○袴塚委員 いいです。

○高倉委員長 ほかにございますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、この件について終わります。

次に、水戸市第5期障害福祉計画・水戸市第1期障害児福祉計画について、執行部から説明願います。
平澤障害福祉課長。

○平澤障害福祉課長 それでは、水戸市第5期障害福祉計画・水戸市第1期障害児福祉計画につきまして、御説明をいたします。

説明につきましては、障害福祉課提出資料概要版A4、2枚の資料でございますが、水戸市第5期障害福祉計画・水戸市第1期障害児福祉計画について御説明を申し上げます。

1ページをごらんいただきまして、1、計画策定の基本的事項、(1)計画策定の趣旨でございますが、本計画は、障害のある方々が地域の一員としてともに生きる社会づくりを目指して、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業及び障害児通所支援サービスの提供体制を確保することを目的として策定するものでございます。

続きまして、(2)計画の期間でございますが、2018年度から2020年度までの3年でございます。

次に、2、計画の基本的方向でございますが、(1)目指す姿につきましては、障害者総合支援法の趣旨及び国の基本指針に示された基本的理念を踏まえまして、上位計画でございます水戸市障害者福祉計画（第3次）における本市の目指す姿、障害者が笑顔で安心して暮らせるまち・水戸の実現に向けまして、障害者に対する福祉サービスの充実を図ってまいります。

続いて、(2)基本方針でございますが、3点ございます。

まず、基本方針1は、地域で安心して暮らすためのサービスの充実といたしまして、障害の種類、程度に応じた柔軟な福祉サービスの提供を図ってまいります。

次に、基本方針2は、発達段階に応じた障害児通所支援等の充実といたしまして、障害児の支援につきまして、発達段階に応じた福祉サービスの提供を図ってまいります。

基本方針3は、地域生活を支えるきめ細かい支援の充実といたしまして、地域の実情に応じた支援の充実に努めてまいります。

続きまして、(3)重点施策でございますが、まず、基本方針1に係る重点施策につきましては、障害福祉サービスの提供体制の充実、福祉的就労の拡大と一般就労への移行、相談やコーディネーター機能の充実、地域生活支援拠点の整備でございます。

基本方針2に係る重点施策につきましては、障害児通所支援の充実、障害児相談支援の充実でございます。

基本方針3に係る重点施策につきましては、日常での生活をしやすくするための事業の充実、障害者の権利を守るための事業の充実でございます。

ページを返していただきまして、2ページをごらんいただきたいと思っております。

(4)目標指標を示してございます。

本計画における目標指標は、6項目設定してございます。

目標項目1，福祉施設の入所者の地域生活への支援につきましては、2016年度末時点の施設入所者数の9%が地域生活へ移行できるよう、目標を設定しております。

目標項目2，精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築につきましては、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置してまいります。

目標項目3，地域生活支援拠点等の整備につきましては、地域生活支援拠点等について2020年度までに少なくとも1カ所整備してまいります。

目標項目4，福祉施設から一般就労への促進等につきましては、福祉施設利用者のうち就労移行支援事業等を通じて2020年度中に一般就労に移行する方の目標値を設定したものでございます。

目標項目5，障害児支援の提供体制の整備等につきましては、障害児支援の提供体制の整備を図るため、5つの項目について目標を定めております。

目標項目6，工賃向上の取組につきましては、水戸市第6次総合計画におきまして工賃向上の目標指標を2023年度までに2万円と定めておりますことから、本市独自に目標を定めたものでございます。

以上、6項目を設定いたしまして計画の進捗状況の把握、検証及び適切な進行管理に生かすことといたしております。

続きまして、3ページをごらん願います。

3，施策の体系でございます。

目指す姿であります、障害者が笑顔で安心して暮らせるまち・水戸を実現していくため、3つの基本方針ごとに基本施策7項目、具体的施策10項目を位置づけております。

なお、本計画の推進に当たりましては、市関係各課や社会福祉協議会を初め関係機関、民間事業者、福祉団体等の関係者と相互に連携を図りながら効果的に推進をしてまいります。また、PDCAサイクルの手法に基づきまして進行管理を行ってまいります。

計画の内容の詳細につきましては、後ほどお目通しを願いたいと存じます。

説明につきましては、以上でございます。

○高倉委員長 それでは、委員より御質問等がございましたら発言を願います。

田中委員。

○田中委員 今、後ほどお目通しをというものをちょっと見させてもらった中で、1つ聞きたいんですけども、今、御説明の概要は大体、文章表現なので、具体的にどうかというところで言うと、この26ページに障害者数が今後どうなるかという推計が出ておりますけれども、身体障害者、知的障害者、精神障害者、またその前のページを見ると難病の患者の方も含めて軒並み増加見込みが出ています。

2017年度と2020年度を比べますと、全体で1,000人以上ふえるというふうになっているんですが、その上記の推計方法では、総人口に対する割合を算出するというふうになっているんですけども、今一番上はむしろ人口は減っていく流れになっているんですけども、これはどういう見通しが根拠としてあるのか、その点をまずお聞かせいただけますか。

○高倉委員長 平澤障害福祉課長。

○平澤障害福祉課長 障害者数の推計につきましてでございますが、過去5年の障害者手帳、各種身体障害者、知的障害者、精神障害者等障害の種類及び程度別と年齢別の区分ごとに総人口に対する出現率を求めている形でございます。それぞれの障害区分ごとの出現率の平均の伸び率を加味しつつ、今後の出現率につきまして推計をしたものでございます。推計した出現率に乘じまして、推計障害者数を算出したという形でございます。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 わかりました。

いずれにしてもふえていくということになれば、その受け皿となるサービスだとかいろんな施設サービスが求められてくるんだろうというふうに思うんですけども、その関係でこの施設入所について言えば、42ページに入所施設の待機者が91名いらっしゃって、希望する方が依然として多いという指摘があり、一方で、58ページには福祉施設の入所者を地域生活に移行を進めるというふうにあって、つまり余り受け皿となるパイは足りないんですけども、その上で障害をお持ちの方ふえていく、一方で地域生活移行というふうになるとなかなかこれ無理がないのかなというふうに感じたんですけども、その点はどういうふうにお考えなのか。今現在入所している方が十分な地域生活のサービス環境が整っていない中で仮に移行されるとなると、これはまた生活困窮、家族の負担の増加というふうなことも予想されますけれども、そうした問題はないのか、お考えをお聞きしたいなというふうに思います。

○高倉委員長 平澤障害福祉課長。

○平澤障害福祉課長 ただいまの田中委員の御質問にお答えいたします。

成果目標に掲げます施設入所者の地域生活への移行数でございますが、こちらにつきましては国の指針に基づきまして、成果目標を平成28年度末の入所者9%を地域生活へ移行するという目標として掲げた数字でございます。

数値を掲げましたので、必ずしもその9%の方が地域へ移行していただかなければならないというのではなくて、障害者総合支援法の中で、例えば訪問ケアサービスですとかホームヘルパー等を使いまして、在宅での生活が可能な形がかなり進んでおります。重度の方に対しましても重度訪問介護などという特化したホームヘルプサービスもできてきている状況がございますので、今現在、施設に入所されている方で、そういったサービスを使って在宅での生活を希望される方につきましては、お使いいただけるサービスを調整いたしまして、施設からグループホームなり、あるいはアパートでの重度訪問介護を受けていただくことによって生活いただける可能性が、選択の幅が広がってくるという形でございますので、決して成果目標9%を掲げたので、今、施設入所されている方を在宅へ強く戻していくということではございません。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 国の目標はというふうに58ページに書いてあるので、それを当てはめたんだろうと、無理やり追い出すわけではないよというお話はそのとおりしてもらわないと困るなどは思って聞きましたが、それにしても水戸市の目標として今お話のあったグループホームについて、例えば59ページは必要な量の確保に努めますという文章表現で、具体的にどれぐらい確保するかというのは定まっていなかったり、あるいは60ページに地域生活支援拠点を少なくとも1カ所整備するというふうに出ていますが、親亡き後に備え

た拠点整備ということなのですが、具体的に2020年度といったらもうすぐの話ではありますが、少なくとも1カ所という何というか微妙な目標なんだけれども、今申し上げた本当に大丈夫かという地域の体制として、これは要するに見込みがあつての整備目標なのか、またそれで十分と考えているのか、その点はどういうふうに見直しをお持ちなのかをお聞かせいただければと思います。

○高倉委員長 平澤障害福祉課長。

○平澤障害福祉課長 地域生活支援拠点の御質問にお答えをいたします。

地域生活支援拠点につきましては、例えば親御さんが高齢で単身に近い状況になった障害をお持ちの方々に対します緊急時の受け入れ体制あるいは体験の機会の場合、それとあわせて相談機能を複合的に整備するようなものが地域生活支援拠点としてイメージされるものでございます。

現行、今現在はばらばらに存在しておりますそれらの事業所を面的整備である程度地区を絞りまして、その中にあるそういったばらばらな違う種目を行っている事業所を統合することによりまして、整備を行うというような形でございます。地区的にある程度、河和田地区でございますと市から社協に委託しております総合福祉作業施設等がございます。いこいという入所施設がございます。そこは短期入所の機能を有しております。通所施設のぞみですとかはげみなどという作業を行うような施設もございます。あるいは福祉相談センターといいまして、趣味的な活動を行うようなつどいという施設も有しておりますので、そのあたりを連携することによって、あと相談機能につきましては、ミオスの中にやはりこれも市から社協に事業を委託しております障害者生活支援センターという相談窓口もございますので、そのあたりをつなぎ合わせて面的整備を行うことで、設置自体は見込んでいけるものというイメージは持っております。

それと、グループホームにつきましては、本計画でいいますと40ページでございますけれども、やはりグループホームにつきまして居住系サービスの充実ということで、第5期計画の中で2020年度に載っているのは利用者の方の推計値でございますが、やはり計画の中で推計値を推計しております。その提供体制の確保につきまして支援を図ってまいる計画を持っている形でございます。

以上でございます。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 グループホームについてはわかりました。

地域生活支援拠点ですとか、そのほか先ほども出ていた工賃向上の取り組みなど、非常に障害の種類も多様ですし、いろんなサービスも事業所も非常に多いというふうな中で、この地域生活支援拠点の整備については2020年度までと言わず、なるべく早く設置されて、いろんなコーディネーター、情報の連携というようなことを進めていただきたいと思ひますし、今、地区を絞つてというお話がありましたけれども、市内全域を例えば1カ所で網羅できるとは思えないので、そうした拠点の増設も含めてやっぱり超過達成するような形で取り組んでいただきたいということを意見として述べて、私は終わりたいと思ひます。

○高倉委員長 ほかにございますか。

木本委員。

○木本委員 すみません、関連になるかと思うんですけども、もうちょっと聞きたいところがあつたんですが、いずれにしても行政としても、障害の種類はそれは精神、知的、身体いろいろありますので、それは

程度もいろいろあると思うんですけれども、いずれにしても地域に戻って、なるべくその方の力というか、とにかく地域で生活してもらえるように目標を定めていこうということなんですけれども、障害を持った方々の人数が微増になっていくということを見ると、やっぱりこれから非常に気になるのがこの方々のほとんどは年をとっていきわけじゃないですか。これいろいろ、子どもの福祉もあわせてサービスが充実しているとは思いますが、やっぱり一番これからこの方々の高齢化に対してどう対応していくかというところで、いわゆるそういった就労とか自立支援施設で働けない、そして何よりも親が年をとってしまって、強いて言うならば、自分が亡くなった後この子はどうなるんだろうという現状がふえるのかなと思うんですね。

先ほど田中委員の質問でも60ページにそれに向けた地域生活支援拠点を整備していくんだというんですけれども、何が聞きたいかといいますと、現状こういった方々の住みかというのはどうなっているのかというのを聞きたいんですけれども、もしくは親亡き後、家族等もなかなか支援できないような方というのは結構いらっしゃるのか、そこら辺の現状についてちょっと教えてもらえれば。

○高倉委員長 時間が限られていますので、説明は端的にお願いいたします。

平澤障害福祉課長。

○平澤障害福祉課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

在宅での生活が困難になられた障害をお持ちの方といいますとやはり施設に入所されまして、生活をされていくような形になります。先ほど申しました重度訪問介護などという重度の方に対しますホームヘルプサービスもございますので、そういったものを使って在宅で生活をされる方もいらっしゃいますが、それでもなかなか困難という方はやはり入所施設へ移られて、そこで亡くなるまでいらっしゃるような形でございます。

○高倉委員長 木本委員。

○木本委員 ちなみにそういう方が91人今待機している意味合いではないんですか。そういう方も含めて91人今、水戸市には待機している人がいるという認識でよろしいですか。

〔「はい、そうです」と呼ぶ者あり〕

○木本委員 ちなみにそうすると、この地域生活支援拠点というものができると、そこら辺はある程度、改善ができるんですか。

○高倉委員長 平澤障害福祉課長。

○平澤障害福祉課長 はい。それと、在宅でお困りの方に対して、今ばらばらに存在している事業所がそれぞれの機能を有して支援を行っていく形をとっていくというのがこの地域生活支援拠点という形になりますので、より細かく把握をいたしまして、その方に合った支援を行っていくという体制をとっていくことが可能となると考えております。

○高倉委員長 木本委員。

○木本委員 わかりました。いずれにしてもぜひこの掲げる——誰もが笑顔でと書いてありましたよね——暮らせるというのが本当に恐らくその家族にとっては自分が年老いてもしくは亡くなった後、この子はどうするんだという、これに対してこれから非常に深刻になっていくのかなと思いますので、そういった

方々にもしっかりと安心できるようなサービスの提供に努めていただければと思います。

以上です。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

小泉委員。

○小泉委員 私も端的に述べさせていただきます。

私も4親等以内に後天的な知的障害を持った身内がいるという立場もありまして、非常に関心を高く思っている部分でございまして、ただ、先ほど冒頭の田中委員の質問の将来もっと人口がふえていく話の答弁の中で、たぶん1つ抜けていたものがあると思うんですけれども、それは障害を持った方々の平均寿命が非常に伸びていると。それは昨今の医療が進化した部分もあると思うんですけれども、やっぱり人口統計に関してはこれの全てのもとになる話なので、そこに関してはきちんと御答弁をいただければというふうにも思っております。

そして、この中にも書いてありますけれども、どのような障害を持った方にとっても、冒頭にありました笑顔で安心して暮らせるまち・水戸というのをつくっていくというのが大事だと思っておりますけれども、その中でやはり障害者の方々の中でも述べていますけれども、地域包括ケアシステムを構築していくというのが非常に重要で、親のほうが先に亡くなるというような状況の中で非常に不安を持った方々もいますので、これらの数値、田中委員も言いましたけれども、また木本委員の話もありましたけれども、ぜひ2020年度までの目標ではなくて、より早急に取り組んでいただきたいというふうにも思っております。

また、就労に関しましても、私の親戚は神奈川のほうなので、外資系の製薬会社が雇用をいただいているんですけれども、やっぱり地域の中での企業さんで外資系は割とそういった就労の枠を持っていて、きちんと働いてもらうという形があるんです、程度にもよりますけれども。ぜひ水戸の中でも、先ほど来の企業さんの協力の話じゃないんですけれども、ぜひこういった部分でも協力を仰ぎながら、働ける子たちにとっては就職先を見つけてあげると、そういう選択肢も用意できるというような包括ケアの取り組みというものにも取り組んでいただければと思いますので、これは意見で結構でございますので、よろしく願いいたします。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、この件については終わります。

委員の皆様にお諮りしたいんですが、次の報告があるんですが、12時を過ぎてしまう可能性があるんですが、このまま続けてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 それでは、次に、水戸市第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について、執行部から説明を願います。

荻沼介護保険課長。

○荻沼介護保険課長 それでは、水戸市第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の概要につきまして、高齢福祉課、介護保険課提出の2枚ぺらのほうですか、そちらの資料をもとに説明させていただきます。

まず、1、計画策定の基本的事項、(1)計画策定の趣旨といたしましては、本計画は、高齢化のさらなる進行等による社会情勢の変化やこれに伴う国の制度改正等を見据えながら、高齢者の保健福祉に関する施策を総合的に推進するとともに、介護保険事業の安定的な運営により、高齢者が安心して暮らせる地域社会を目指して策定するものでございます。

2、計画期間でございますが、本年度2018年度から2020年度までの3カ年となっております。

2の計画の基本的方向といたしましては、(1)の目指す姿といたしまして、高齢者が住みなれた地域で可能な限り自立し、健やかに安心して生活を送ることができるよう、水戸ならではの地域包括ケアシステムを構築することにより、地域で支えるいきいき健康とあんしん長寿を目指してまいります。

(2)の基本方針でございます。4本柱で構成されてございます。

まず、最初の基本方針1の介護予防と生きがいがづくりの推進につきましては、高齢者の健康づくりをサポートする介護予防や生活支援の取り組みを充実するとともに、高齢者の社会参加促進や高齢者を敬い、大切に作る心の醸成を図ってまいります。

基本方針の2、住み慣れた地域で安心して暮らせる環境の実現につきましては、高齢者等の権利を擁護するため、相談支援体制の充実に努めるとともに、地域包括支援センターを初め、地域住民やボランティア、各種団体等が地域ぐるみで高齢者を見守り、支え合うネットワークづくりを推進してまいります。

基本方針3、認知症施策の総合的な推進といたしましては、認知症の正しい知識の普及や予防活動の強化、初期集中支援体制や家族に対する支援の充実に加え、成年後見制度の利用を促進してまいります。

基本方針4、介護・福祉サービスの充実といたしましては、介護保険を中心としたサービス基盤の確保に努めるとともに、介護サービスの質的向上などによる介護保険の適正な運営を図ってまいります。

(3)重点施策といたしまして、今回5点の重点施策を進めてまいりたいと考えております。

重点施策の1といたしましては、生活支援体制整備事業の推進といたしまして、多様な担い手が参画する協議体による総合事業における住民主体のサービスなど新たなサービスの創出に努めてまいりたいと考えております。

重点施策の2といたしましては、認知症施策の総合的な推進、重点施策3といたしましては、介護人材の確保、重点施策の4、介護離職防止への取組といたしましては、親族等の介護のために離職せざるを得ない介護離職の防止への取り組みを図ってまいります。

重点施策の5といたしましては、在宅医療・介護連携の推進といたしてしております。

ページを返していただきまして、2ページをお願いいたします。

(4)の目標指標でございます。

今まで御説明いたしました基本方針4本それぞれに基本指標を定めまして、全部で20の基本指標を定めさせていただきます。表を見ていただきますと、施策の中に項目それぞれ20項目書いてあるかと存じますが、その次に現状値は2016年度現在の値を示しております。また、本年度以降2018年度から3カ年の目標指標をこちらの表で定めてまいります。こちらの進捗状況につきましては、毎年度、高齢者保健福祉推進協議会に報告をし、事業の検証、評価による進行管理を図ってまいりたいと考えております。

あと、3ページの3、施策の体系につきましては、目指す姿の、地域で支えるいきいき健康とあんしん長

寿を目指しまして4つの基本方針のもと、13の基本施策、29の具体的施策で構成されております。

計画の概要については以上でございます。よろしくお願いいたします。

○高倉委員長 それでは、委員より御質問等がございましたら発言を願います。

田中委員。

○田中委員 非常にボリュームがありますし、事業もメニューがたくさんあるので、よく読ませてもらいますが、まず、今日聞いておきたいのは、今、御説明あったうちの2ページの下段、基本方針4の中で介護人材の確保という問題が出ています。これはもう社会問題になっていて、なり手がいない、また非常に過酷な勤務で退職者も非常に多いということになっているわけですけれども、処遇改善加算の実施率が75%ということでもありますけれども、加算制度がありながら実施が100%にならないということで、その理由というのはどういうことなのか。例えばその制度の使い勝手が悪いのか、その原因としてはどういうふうにお考えなのかということをお聞きしたいと思います。

○高倉委員長 荻沼介護保険課長。

○荻沼介護保険課長 田中委員の御質問にお答えいたします。

計画書でまいりますと、107ページをごらんください。

107ページの中段の目標指標の中に現状値といたしまして、地域密着型サービス事業所における介護職員処遇改善加算の実施率につきましては、2016年度現在75%となっております。これにつきましては、国全体の実施率というのが昨年の秋の数字で9割、90%という数字が出ております。それに対して水戸市は低い状況ではございますが、国の調査によりますと、まず、手続の申請が面倒くさいというのが一番の理由でございました。

水戸市地域の実情といたしましては、やっぱりこの事業をやっている事業主体の中で医療機関が実施主体のところ結構多くございまして、そうしますとこちらの加算につきましてはあくまで介護職に対する加算でございますので、医療職の方につきましては除外になってしまうという事情がありまして、病院系列の事業所さんがこの加算をやりましても介護職の方は賃金アップはできるが、医療職の方については賃金アップができないということでちょっと二の足を踏んでいるという実情があります。

ただ、水戸市といたしましては、せっきある制度でございますので、利用するように啓発活動はやっているところではございます。

以上でございます。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 やっぱり使い勝手をよくするように、これは国のほうにも自治体としては言わなきゃいけないのかなというふうに思います。この現状を打開、加算が十分かといえばまだまだ不十分という声も聞きますので、そういったものと一体に、ぜひ処遇が実際に改善されるという実のある成果をこの計画期間内にもっと数字を上げてもらいたいなというふうに思います。

もう一つは、この下段に介護離職の防止の問題が出てはいるんですが、今、課長さんが御説明になった次の108ページ、109ページに具体的に出ていますが、要するに介護を余儀なくされ、職を離れるということですが、水戸市では実態としてどれぐらいあるというようなことは把握されているのかという点と、それ

から国が推進して介護離職ゼロとスローガンは非常にいろいろ見聞きしますけれども、実際問題、何かやっているのかという現実があると思うんですね。

この水戸市の目標はそういうことにならないようなサービスを準備するということなんだろうと思うんですけども、それだけで十分なのかなというふうに思います。実際、そういうことにおかれる方、誰でもそういうことがあり得るわけですけども、事業者、勤め先の対応というのが非常に大きな鍵になってくるんだろうと思うんですけども、そういったことに対する取り組みというか、働きかけについては具体的に何かもう既にやっているのかどうなのか、その点もお聞かせいただきたいと思います。

○高倉委員長 荻沼介護保険課長。

○荻沼介護保険課長 介護離職につきましては今回、計画書には載せておりませんが、今回、在宅介護実態調査でおおむね4%程度の方がやっぱりそういう経験があるというような数は結果が出ております。

これに対しまして国のほうも、やっぱりそれを防ぐためのサービス基盤の充実が必要だということで、今回、水戸市でも計画書でいうと108ページの下段になりますが、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所または看護小規模多機能型居宅介護という24時間切れ目のないサービスを提供することによって、介護する方が安心してお仕事ができるような環境を整えようということで、国のほうも補助金ということで予算措置をしてありますので、水戸市はそれを活用しながらこの問題に対応していきたいなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

袴塚委員。

○袴塚委員 今の107ページの一番下に施設内保育所の整備支援というのがあるんですけども、これは従来の企業型の保育所、企業内保育所と同じような考え方なのか、もしくは何か改めてここに新ということに掲載したということは新たな制度なのか、ちょっとこの辺だけ説明いただけますか。

○高倉委員長 荻沼介護保険課長。

○荻沼介護保険課長 こちらのほうも国が進めております先ほど言いました介護離職防止の点でも入ってくるんですけども、通常の企業内での保育施設をつくる場合の補助ということで国のメニューとしてあるもので、従来のものに対する補助ということで考えていただければなというふうに考えております。

以上でございます。

○高倉委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 従来のものということは、企業内保育所と同じ条件だということですか、それとも介護離職という部分について、企業内保育所よりもさらに突っ込んだ何か新たな施策があるとかそういうことなのか。

○高倉委員長 荻沼介護保険課長。

○荻沼介護保険課長 これ特に細かくは国のほうでは定めておりませんので、今ある通常やられているような形のものをつくっていただくものに対する補助というふうに私どもは考えております。

以上でございます。

○高倉委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 国の定めがないということは、水戸市独自の考え方でこの保育施設については補助をしていくもしくは支援をしていく、こういうふうな考え方でよろしいのかどうか。

○高倉委員長 荻沼介護保険課長。

○荻沼介護保険課長 最終的には水戸市のほうで整備の要項を作成していくものでございますので、その辺につきましては補助のもとのお金を管理しています県のほうで基金を創設しております、そちらを活用させていただきますので、茨城県さんと調整の上、進めていきたいと考えております。

○高倉委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 これは2018年度から2020年度までの3カ年計画の中でおやりになるということですから、離職が多い中でこういう制度があれば、身近に自分の職場内に子どもがいるということで、安心してお母さん方も早い復帰ができるということだというふうに思いますので、できるだけ早く検討の協議を進めていただいて、何とか安心して働ける職場づくりにも一考を投じていただきたいと思いますので、よろしくお願い致します。

それから、人材確保の中で処遇改善の問題があるわけでありましてけれども、処遇改善交付金があるのかなのかということについては、確かに職員の安定ということに大きく寄与している部分だというふうに思いますが、働いている方からすると、これ別枠で出しているところが多いんですよね。というのは賃金の中に含まれずに、処遇改善交付金としてこれだけですよという制度になっているものですから、そういう支払い方をします。そうしますと、いつまでこれが続くのかという不安があるというふうなことも一部言われているわけです。働いている方にとっては今の給料が保証されるということが一番大事なことだというふうに思いますので、これらの使い方についても処遇改善交付金という制度がやっぱり何かもう少し安定的な制度になれるような施策も大事なんではないかというふうに思いますので、これと国との整備の方針もあるかと思っておりますので、それについては水戸は水戸として国との調整を図っていく、こういうようなことも必要かと思っておりますので、よろしくお願いしたいというふうに思います。

以上です。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、この件について終わります。

次に、その他に入ります。

委員より何かございましたら、発言をお願いします。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、この件について終わります。

それでは、以上をもちまして文教福祉委員会を散会いたします。

御苦労さまでした。

午後 零時 3分 散会